

## 1. CNG車の普及促進について

経済産業省はこれまで、天然ガス自動車用スタンド設備とその工事費の2分の1を補助していたが、前年度で打ち切られた。ガソリンスタンドが経営難で減少するなか、天然ガス自動車数は十数年間増え続けており、トラック分野の環境対応車としては天然ガス以外に選択肢がないことから、天然ガススタンド設置補助制度の復活を図りたい。

### 【回答】

CNG車のスタンドへの補助については、平成22年度の事業仕分けによって廃止ということで、23年度をもって終了という形になったが、われわれとしても引き続き天然ガス自動車の重要性は、しっかりと考えていくべきであると思っている。例えば国土交通省、環境省などは実証事業というような形で考えていると伺っており、われわれも、そういった取り組みをしていきたいと思っている。

また、天然ガスを国内で流通させていくという意味で、天然ガスパイプラインの整備というものも、今資源エネルギー庁のほうで検討しており、天然ガスの価格、あるいはインフラの整備をすることによって、全国広く利用可能性というのが広がっていくと考えており、そういう低廉なガスが全国で使えるように、インフラ整備、制度整備を進めていきたいと思っている。

## 2. 航空貨物のレシップに関する件

明らかに誤って本邦に到着した貨物を発地国等にレシップや再混載する場合の輸出通関において、便宜的に輸出者となる荷主が輸出貿易管理令に基づく商品説明や該非判定・証明を行う事は極めて困難であることから、レシップの輸出通関には一定の簡易化を検討されたい。

### 【回答】

本邦に誤って到着した貨物のレシップについては、外航貿易及び外国為替法において輸出規制をしている。レシップの場合であっても、輸出許可が必要なものというのが当然あり、具体的に言うと、例えば軍事転用可能な汎用品等の安全保障上懸念のある貨物、または例えばバーゼル条約等の国際条約によってその手続が必要な貨物、または麻薬等の禁輸物資については、レシップの場合であっても、輸出許可が必要となっている。

具体的に、安全保障上懸念のある貨物については、誤着貨物の返送であるということが明らかの場合であっても、安全保障上の観点から国際的な平和及び安全

の維持を妨げることをしないよう、厳格な貿易管理というものを行う必要がある。そのような観点から、原則輸出許可が必要となっている。ただし、輸出管理の内部規定をきちんとしている企業については、一定の範囲の貨物については確認を不要とする制度もある。

二つ目の国際条約に基づくものについては、我が国が締結した国際条約を履行するために、レシップに際しても当該条約で定められている手続は必要となっており、そのような条約履行の観点から、相手国への確認や例えばワシントン条約のようなものについて言うとサイテス等が必要なケースがあり、このようなものについては手続を簡易化するというのは困難な状況になっている。

もう一つ麻薬等の禁輸物資についても、レシップであっても原則輸出は禁止されている。そのようなもの以外については、法律の中で特例というのが設けられており、輸入の際の性質や形状が変わっていないものなどの条件にあたるものであれば、輸出許可や証明が不要となっている。

いずれにせよ、レシップということで、必要なエビデンスがなかなか入手できないという話もあり、ご不明な点等があれば、当省のそれぞれの担当課のほうにご確認いただければと思っている。

### 3. 航空法と航空機製造事業法の二重適用の是正について

民間航空機の整備分野における「航空法（国交省管轄）」と「航空機製造事業法（経産省管轄）」の重複項目の是正について、昨年閣議決定された内閣府行政刷新会議の結論の方向性に沿った検討を早急に行い、抜本的な見直しをされたい。

#### 【回答】

航空法と航空機製造事業法の二重適用の是正については、JALや整備本部の方にもメンバーとして参加をいただいた検討会を昨年12月から開催をしており、航空機製造事業法の運用のあり方について、議論を重ねてきたところである。今年3月に開催した第4回検討会において、運用の見直し案をお示しして、検討会のメンバーの方からは一定の評価を得たところである。

見直し案の中身について代表的なところをいうと、事業許可や認可のときに提出いただいている各種書類については可能な範囲で簡素化をするということであるとか、製造や処理の方法については、認可を受けていない方法で製造や処理をしようとする改めて認可を取らないといけないことになるが、改めて認可を取り直さなければいけないケースというのは、具体的にどういうケースであるのかということホームページにおいて具体例を掲載するなど、なるべく理解しやすい形にするという見直し案をお示したところである。

#### 4. 環境関連について

環境負担軽減のみならず、長期的なエネルギー安全保障の確保、新規産業としての雇用創出・経済効果などが期待できることから、日本において航空機代替燃料となるバイオジェット燃料の実用化に向けた取組みが急務である。本格的な導入に向け、経産省がさらなるリーダーシップをとり、関係省庁との連携を図られたい。なお、実用化に向けては研究開発補助の拡充や全量買取制度の導入などあらゆる支援策を講じられたい。

##### 【回答】

バイオジェット燃料の実用化に向けて、微細燃料由来のジェット燃料の研究会というのを取り組んでいるところである。微細燃料、微細藻類由来のジェット燃料については、2020年から2030年にかけての実用化を目指して研究機関、もしくは関係企業等がジェット燃料に適した微細藻類についてどういうものがあるのかということなどについて、研究会を行っているという段階であり、経済産業省としては、平成22年から28年までのプロジェクトとして取り組んでいるところである。実用化については2020年後半になるとの見通しを持っているが、現時点においては、基礎研究に近い研究会を中心に研究機関、関係企業等と連携して、早期の実用化に努めていきたいと考えているところである。

##### 【質疑・応答】

(運輸労連) CNG車の普及促進について、予算のほうから削除された経緯については分かった。ただ、国土交通省として環境対応の観点から、今後このCNG車が一番好ましいというようなことで普及を図ろうとしている中、今供給インフラがないために天然ガスの自動車だけ増やしても対応できないというような事態になっている。そのインフラについて、基本的に民間活力の利用を促進するということだが、ということになると、例えば民間の事業者が参入しやすいような何らかの緩和策が必要になってくると思うが、具体的に何かそういった取組みをされている部分があれば教えていただきたい。

##### 【回答】 (経済産業省)

まさに民間投資を促進していくといっても、きちんと投資が進まなければ、これから先普及に向けて進んでいけないというところなので、燃料供給するうえで価格を低廉化させるための取組みというのを進めていきたいし、そういった規制面でお困りのところが個別にあれば、そういった規制改革を議論する場を通じてご意見を頂戴できれば、真摯に対応させていただきたい。

(運輸労連) 燃料価格の高騰対策について、政府にもサーチャージの実効ある取り組みを要請してきたところだが、それとあわせて資源エネルギー庁には、燃油価格の監視の強化やカルテルのようなことにならないような指導をお願いしたい。

**【回答】（資源エネルギー庁）**

資源エネルギー庁としては、とくに価格監視の強化ということで価格のモニタリング調査を通じ、きめ細かく価格の動向の把握に努めているところである。具体例を申し上げますと、石油製品、ガソリン、灯油、軽油の小売価格については、全国 2,000 のガソリンスタンドを対象に毎週モニタリングを実施している。全国の平均価格に加えて、都道府県ごとの調査結果についても公表しているところである。あわせて、全国 1,500 のガソリンスタンドの卸価格についても調査をしているところである。これは月計の月次である。加えて、トラックの関係では、大口需要家とくにトラック運送業者に軽油をインタンクで納入している石油販売事業者 400 社に対しても、その納入価格を毎月調査しているところである。

二つ目のご要望について、カルテル等々があった場合には、直接的には公正取引委員会で独禁法に基づき対処するところであるが、仮に疑わしい行為があった場合、われわれとしても調べ、公取に通報する態勢である。

(サービス連合) 航空貨物のレシップについてだが、通関業者は当該判定書の準備等については、基本的にはメーカーにお願いするようというところで普段指導を受けているが、レシップ貨物の場合は、もともとは輸入者でありメーカーではない企業が、輸出者として判定証明書を用意するというのは、非常に難しい。貿易管理令の主旨は十分理解するところではあるが、例えば原産地や仕向国など一定の条件付きで該当する分については審査を簡素化することを重ねて要請する。

**【回答】（経済産業省）**

レシップ貨物の手続の簡素化というのは、前からいろいろ要望いただいていたところであり、そのことを踏まえ、2年前の平成 23 年 4 月に包括許可制度を対象とする貨物については簡易な手続で送り返すことができる制度を設けた。輸入者が送り返すということをもって安全保障上の懸念がすべてなくなるというわけではなく、悪用をいかに防止するかというところもあり、アメリカの制度を参考に書類の保存義務がかけられるようにとか、いろいろ考え、簡易な手続でできるようにということで、こういった包括制度を設けている。また、個別に送り返すというときには、ある程度運用でカバーできるところもあるかと思うので、個別にご相談いただければ、できる範囲で対応したい。